

令和3年7月1日
公益社団法人北海道観光振興機構

令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業
ATWS 北海道／日本 ラウンジ運營業務の企画提案を公募します

当機構では、アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道／日本（以下「ATWS 北海道／日本」という。）において、北海道のアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）を紹介するラウンジ出展を予定しており、その運営に関する企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名

令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業
アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道／日本 ラウンジ運營業務

2. 事業目的

今年9月20日から開催されるATWS 北海道／日本においてオンライン上のラウンジに出展し、ATWS 北海道／日本の参加者のうち、北海道のAT商品を手掛ける旅行事業者を紹介して造成したAT商品を広く紹介することにより、これまでのAT推進への取組みを実際のビジネスへと繋げていく。

3. 応募方法

募集要項を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

7月1日（木）	公示
7月6日（火）	事業説明会（オンライン）
7月8日（木）	企画提案の参加表明期限
7月19日（月）	企画提案書の提出期限
7月21日（水）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
7月下旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目
道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進本部 事業支援部
竹田 晴香 Email h_takeda@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業
アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道／日本 ラウンジ運営業務
企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業目的

今年9月20日から開催されるATWS北海道／日本においてオンライン上のラウンジに出展し、ATWS北海道／日本の参加者のうち、北海道のAT商品を手掛ける旅行事業者を紹介して造成したAT商品を広く紹介することにより、これまでのAT推進への取組みを実際のビジネスへと繋げていく。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和3年10月29（金）まで
- (2) 業務スケジュール
 - 7月1日（木） 公示
 - 7月6日（火） 事業説明会（オンライン）
 - 7月8日（木） 企画提案の参加表明期限
 - 7月19日（月） 企画提案書の提出期限

- 7月21日（水） 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
7月下旬 委託事業者決定、契約締結
9月20日（月） ATWS 北海道／日本開催・ラウンジ運営（20日～24日）
10月28日（金） 出展効果分析・実績報告書提出、事業終了

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) オンライン上のページ制作・編集

ATWS 北海道／日本はバーチャル開催であり、オンラインイベント用のプラットフォーム Eventtia (<https://www.eventtia.com/>) 上で実施する。Eventtia の Sponsors モジュールを使用し、北海道に割り当てられるラウンジ1枠分のページを大会開催前までに制作すること。

※ページの編集権限は ATTA より付与される。

※使用言語は、Eventtia 編集画面の説明等も含めて全て英語。

(2) 出展者調整

観光機構が選定した出展者（10社程度）と調整を図り、ファイルや動画情報等のコンテンツの収集を行うとともに、ラウンジの構成を提案すること。

また、追加選定を行う場合は、受託者が募集を行うこと。選定方法は観光機構が決定する。

(3) ラウンジの管理

ATWS 北海道／日本開催期間中のラウンジの管理全般。状況に応じてページの更新、不具合対応、チャット対応（英語）などを行なうこと。

※ATWS 北海道／日本開催日時（いずれも日本時間）

9/20 23:00-3:00+1

9/21 9:00-13:00, 21:00-3:00+1,

9/22 9:00-13:00, 23:00-3:00+1,

9/23 16:00-20:00, 23:00-3:00+1,

9/24 16:00-20:00

(4) 出展効果レポートの作成

Sponsors 編集画面で見られるページ訪問者のアクセスデータ等を元に、出展効果を分析しレポートにまとめること。

(5) ラウンジ PR ティザー映像制作

ラウンジを PR するティザー映像を制作すること。ディザ映像は、ATWS 北海道／日本開催期間中に使用される。注目を集め、ラウンジに興味を持ってもらえるような内容とし、ラウンジ訪問のアクセス数を増加させることを目的とする。

※制作本数は、2分×1本。

※使用言語は、英語。

※新規の撮影は必須ではない。

※詳細は ATWS 北海道／日本の主催団体であるアドベンチャートラベル・トレードアソシエーション（ATTA）との協議により決定する。

(6) その他

上記以外に、ラウンジ運営に関する提案があれば盛り込むこと。

(7) 上記(1)～(6)の業務遂行にかかる計画の策定

(8) 上記(1)～(6)の業務にかかる進行管理

(9) 事業実績報告書及び成果物の提出

① 事業実績報告書 紙媒体3部及び電子データ（USBメモリに格納）

② 成果物 ページのアクセスデータを元にした分析結果の電子データ、ラウンジ PR ティザー映像

8. 事業説明会

本事業及び Eventtia の使用に関する事業説明会を実施する。新型コロナウイルス感染防止対策のため ZOOM でのオンライン開催とする。参加希望者は 7月5日（月）14:00 までにメールで連絡すること。また、説明会時に得た情報は、本事業の提案目的のみに使用し、使用後は破棄

すること。

- (1) 日時 令和3年7月6日(火) 13:30~14:30
- (2) 場所 ZOOM ミーティング (説明会の参加表明者に対して後日 URL を送付)

9. 企画提案に係る手続き

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和3年7月8日(木) 17:00
- ② 提出方法 メール
- ③ 提出場所 AT 推進本部 竹田 晴香 h_takeda@visithkd.or.jp

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (A4用紙1枚程度)

(イ) 実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

(ウ) 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者や Eventtia の編集者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(オ) 見積書

② 提出部数

A4サイズ5部 (社名あり1部、社名なし4部)

※審査上 具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

③ 提出方法

提出場所に持参または郵送 (提出期限必着) すること。FAX、メールでの提出は不可。

④ 提出期限

令和3年7月19日(月) 12:00 (厳守)

⑤ 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

北海道経済部観光局観光振興課内

(公社) 北海道観光振興機構 AT 推進本部

担当: 事業支援部 竹田 晴香 TEL 011-206-6951

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- 指示内容が十分理解されているか。
- 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱い

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務 — 再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等） — 再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT 推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951
竹田 晴香 h_takeda@visithkd.or.jp

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業(ATWS 北海道/日本 ラウンジ運營業務)」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 アドベンチャートラベル受入体制整備事業(ATWS 北海道/日本 ラウンジ運營業務)」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) ㊟

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ㊟

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ㊟